

5 公財高評第 136 号
令和 5 年 12 月 11 日

大阪音楽大学短期大学部
理事長 中村 孝義 様
学 長 本山 秀毅 様

公益財団法人 日本高等教育評価機構
理事長 石井 正彦



(印影印刷)

改善報告等に対する審査の結果について（通知）

謹啓 師走の候、貴学におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当機構「短期大学評価判定委員会」は、「短期大学機関別認証評価に関する規程」にのっとり、令和 5(2023)年 7 月に貴学から提出された改善報告書について審査し、その結果を別紙のとおり取りまとめましたので、通知いたします。

謹白

問い合わせ先：

公益財団法人 日本高等教育評価機構

評価事業部 陸・江成

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11

第 2 星光ビル 2 階

TEL. 03-5211-5181 / FAX. 03-5211-5132

「改善報告書等」の提出のあった短期大学の審査結果

大阪音楽大学短期大学部

基準項目5-1について

①改善を要する点の内容

危機管理委員会の記録の有無について、「会議体の役割・構成員等に関する要綱」には議事録の作成が規定されているが、実態としては令和2(2020)年度以降作成されていないので改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった短期大学の審査結果

大阪音楽大学短期大学部

基準項目 5 - 2 について

①改善を要する点の内容

令和 2(2020)年 9 月 24 日及び令和 3(2021)年 6 月 11 日開催の理事会を書面で開催しており改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった短期大学の審査結果

大阪音楽大学短期大学部

基準項目 5 - 2 について

①改善を要する点の内容

書面で開催した令和 2(2020)年 9 月 24 日の理事会において理事を選任していることについて改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった短期大学の審査結果

大阪音楽大学短期大学部

基準項目 5 - 2 について

①改善を要する点の内容

常任理事会規程第 2 条にあるあらかじめ理事会が付託した事項が定められていないため、協議事項を実態と合うようあらかじめ定め、示すよう改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった短期大学の審査結果

大阪音楽大学短期大学部

基準項目 5 - 2 について

①改善を要する点の内容

理事会での議決が必要な教員採用などについて、理事会の決議を得ずに協議機関である常任理事会で決議していることについて、改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった短期大学の審査結果

大阪音楽大学短期大学部

基準項目 5 - 3 について

①改善を要する点の内容

令和 3(2021)年 6 月 24 日の評議員会を書面で開催している点は改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった短期大学の審査結果

大阪音楽大学短期大学部

基準項目 5 - 3 について

①改善を要する点の内容

監事選任について、令和 3(2021)年 6 月 11 日に書面開催の理事会で候補者を選出し、令和 3(2021)年 6 月 24 日に書面開催の評議員会で同意を得ている点について改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった短期大学の審査結果

大阪音楽大学短期大学部

基準項目5－3について

①改善を要する点の内容

重要な議題を審議する複数回の理事会に監事が一人も出席しておらず、また、書面による理事会及び評議員会の開催について意見を述べていない点は監事の職務を適切に実施しているとはいえないため改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった短期大学の審査結果

大阪音楽大学短期大学部

基準項目5－3について

①改善を要する点の内容

監事が理事会に出席しているにもかかわらず、監事の監査報告を被監査部門の財務担当理事が、学校法人の業務若しくは財産状況又は理事の業務執行の状況について問題ない旨の報告をしており、監事の牽制機能が十分に果たされていないため改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった短期大学の審査結果

大阪音楽大学短期大学部

基準項目 5 - 3 について

①改善を要する点の内容

内部監査規程において、内部監査室長を配置し、同室長は会計年度開始後 1 か月以内に当該年度の監査計画を立案し、理事長に承認を得なければならないと定めているが、いまだに内部監査室長が配置されておらず、監査計画が作成されていないことは改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

令和 5(2023)年度に繰越された関連規定等の検討、内部監査の実施を確実にを行うことを期待する。

「改善報告書等」の提出のあった短期大学の審査結果

大阪音楽大学短期大学部

基準項目 6 - 3 について

①改善を要する点の内容

管理運営面において、各種会議体の運営や議事録の整備、監事の職務等が適切に執行・運用されていない状況が散見するため、内部質保証機能の整備・充実のために法令や学内規則に基づく適切な執行・運用をするよう改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。